

平成30年度国保制度改正に伴う今後の予定等について

★ 平成30年度国民健康保険制度改正の概要

1. 趣旨

国民健康保険が抱える構造的な問題（年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重い等）の解決を図り、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な制度として改正され、平成30年4月より新しい国民健康保険制度が始まりました。

2. 目的

- 県を保険者に加え、財政運営を都道府県単位化し国保財政運営の安定化を図る。
- 県は国保運営方針を定め、県及び市町村の共通認識による一体化の推進と市町村事務遂行の効率化・標準化を図る。

3. 改革の内容

(1) 国等の交付拡充による財政基盤の強化

(2) 都道府県単位の財政運営による事業運営の安定化

- 都道府県が市町村とともに共同運営（役割分担の明確化）

【都道府県】財政運営の責任主体（保険給付費総額の見込み、納付金の決定・徴収、保険給付費等の交付）

【市町村】住民に身近な業務運営（保険料【税】率の決定・賦課徴収、資格管理、保険給付、保健事業等）

- 納付金制度導入による財政運営

市町村単位（被保険者個人の支え合い）⇒ 県単位（市町村間の支え合い）へ

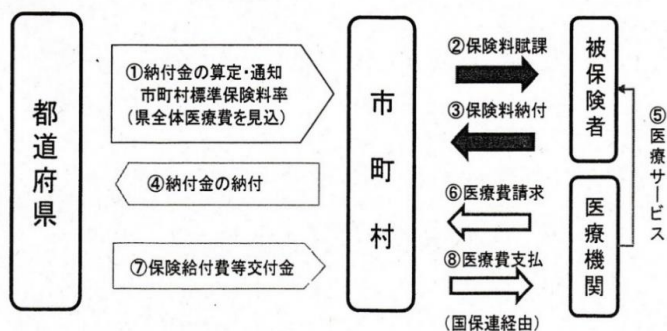
市町村の被保険者数・所得に応じ按分し、医療費水準を反映させる

- 都道府県単位の運営により保険給付費の急増に対応

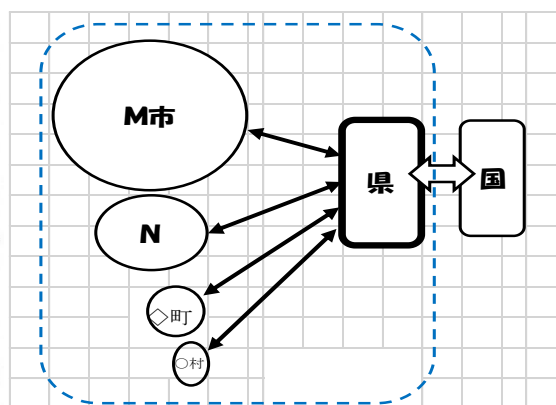
小規模市町村（保険者）にメリット

都道府県の主な役割 【国保財政運営について県内市町村の中心的な役割】	市町村の主な役割 【被保険者の実情を把握したうえで、地域におけるきめ細かい事業を行う】
・ 国保財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営奉仕に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
・ 市町村ごとの納付金・標準保険料率を算定	・ 標準保険料率を参考に保険料率を決定し保険料（税）の賦課・徴収
・ 保険給付に必要な費用を市町村に支払う	・ 保険給付の決定、保健事業の実施

【新たな財政運営の仕組み】



※都道府県及び市町村が国保特別会計を設置



4. 国保事業費納付金の算定について

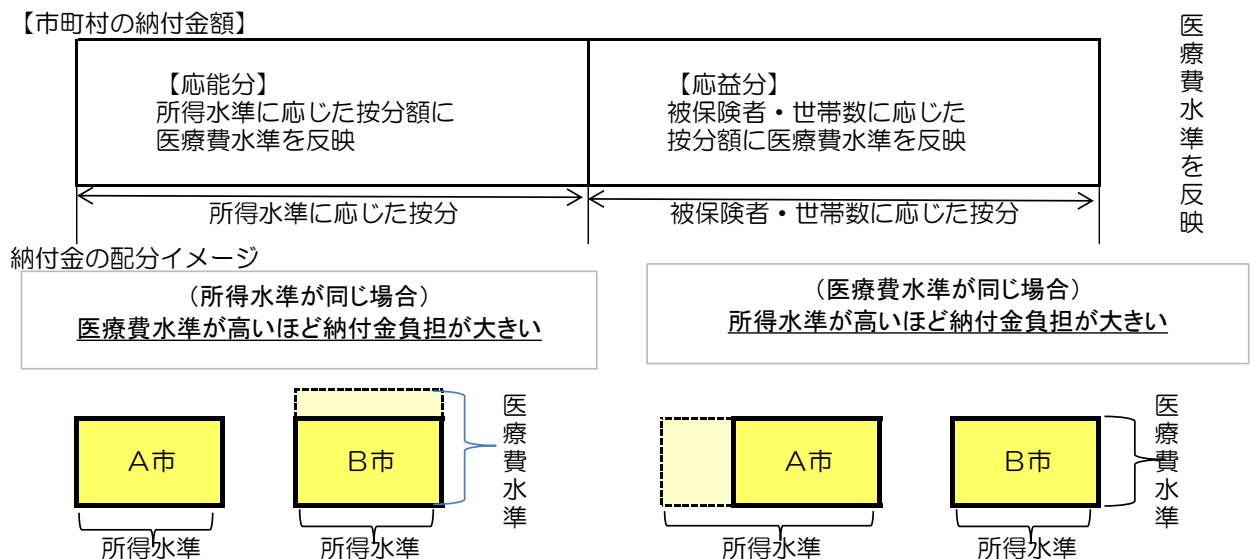
県内で保険料負担を公平に支え合うため、県により市町村ごとに国保事業費納付金が決定されます。
市町村はこれを県に納付します。

○納付金額は次の3つの指標をもとに配分

- ①被保険者に応じた按分【長野県は運営方針により被保険者数と世帯数】
- ②所得水準に応じた按分(所得水準が高い市町村多く:応能負担)
- ③医療費水準の反映(医療費が高い市町村は多く:応益負担)

○納付金の配分(イメージ)

- ①県全体の保険給付費総額から公費等を控除して納付金額を算定
- ②納付金額の配分 市町村ごとの所得【応能分】、被保険者数・世帯数【応益分】により按分して医療費水準を反映
※【長野県】応能:応益 = およそ49:51で按分し、医療費水準は全て反映させる



5. 市町村標準保険料率について

- 県の標準的な保険料の算定方式は運営方針により3方式(①所得割 ②均等割 ③平等割)を用いて算定。
- これまで県内の多くの市町村は4方式(①所得割 ②資産割 ③均等割 ④平等割)で保険料(税)を決定しているため、県は市町村に対し、3方式と4方式の2種類の標準保険料率を通知する。
- 市町村は、県の標準保険料率を参考に、市町村独自の算定基準で保険料(税)率を決定する。
※ 飯山市は4方式により算定している。
- 県から示される納付金額・標準保険料率についてのスケジュールは今のところ昨年同様の見込み
※【県→市町村】11月中旬…納付金等試算結果の提供、1月下旬…納付金額等確定通知

★ 今後の方向性

- 長野県は保険料水準の統一に向けたロードマップの策定・国保運営方針を示しました(P8～P13)。
- ・納付金に反映する市町村毎の医療費指数を令和4年度から段階的に二次医療圏の医療費指数に1/6ずつ近づけ、令和9年度に二次医療圏に統一(北信圏域他6圏域)。
 - ・資産割の廃止(令和9年度までに廃止)。
 - ・応益割保険料(均等割、平等割)を標準保険料に近づける。

飯山市では、現行上記の4方式で国保税を課税していますが、資産割の比重が高いものとなっています。このことについて、国保税に占める資産割の段階的引下げ解消を図りつつ、県が示す国保事業費納付金を確保できるよう国保税額の改定を今年度実施しました。 応益割保険料は標準保険料に近いものとなっています。また、今後二次医療圏で医療費指数が統一されていくため、医療費抑制に取り組んでいく必要があります。



引き続き来年度に向けて、適正な国民健康保険税の課税率等について検討を進めていきます。

国民健康保険税 各市の状況【県内19市】2020年度

	医療費分								後期高齢者支援分								介護納付金分								医療+後期+介護							
	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	平等割 円	順位	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	平等割 円	順位	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	平等割 円	順位	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	平等割 円	順位
1 長野市	8.20	18	0.00	1	17,760	2	19,680	5	2.80	13	0.00	1	6,240	3	7,560	13	2.60	13	0.00	1	8,760	13	7,080	16	13.60	18	0.00	1	32,760	3	34,320	7
2 松本市	9.10	19	0.00	1	18,800	8	22,700	15	3.20	18	0.00	1	6,500	4	7,400	11	2.60	13	0.00	1	6,400	1	6,700	8	14.90	19	0.00	1	31,700	1	36,800	13
3 上田市	6.90	9	0.00	1	21,600	16	21,200	12	2.61	9	0.00	1	8,700	13	7,300	9	2.60	13	0.00	1	8,900	14	6,500	7	12.11	12	0.00	1	39,200	17	35,000	10
4 岡谷市	7.05	12	17.92	14	18,200	6	16,800	1	2.43	8	4.51	13	8,100	11	6,400	5	2.20	8	3.95	12	8,300	11	6,200	4	11.68	8	26.38	13	34,600	9	29,400	2
5 飯田市	6.60	6	0.00	1	16,500	1	21,000	11	3.05	17	0.00	1	10,600	18	0	1	2.70	17	0.00	1	8,600	12	6,800	9	12.35	14	0.00	1	35,700	11	27,800	1
6 諏訪市	7.20	13	22.30	18	19,000	9	22,000	13	2.70	10	7.30	16	8,000	10	9,500	17	1.70	1	7.10	19	7,000	2	6,000	1	11.60	7	36.70	19	34,000	6	37,500	17
7 須坂市	7.40	15	0.00	1	19,000	9	19,000	2	2.90	15	0.00	1	6,000	1	6,000	3	2.10	6	0.00	1	8,000	9	7,000	11	12.40	15	0.00	1	33,000	4	32,000	4
8 小諸市	6.00	2	7.00	9	18,000	3	20,000	6	2.90	15	3.00	11	8,500	12	7,000	7	3.20	19	4.50	15	9,000	15	8,000	18	12.10	11	14.50	9	35,500	10	35,000	10
9 伊那市	6.50	5	0.00	1	23,400	18	24,400	18	2.30	4	0.00	1	8,800	14	7,900	14	2.40	12	0.00	1	10,300	18	7,000	11	11.20	5	0.00	1	42,500	18	39,300	18
10 駒ヶ根市	7.30	14	16.00	12	18,000	3	20,000	6	2.85	14	4.00	12	7,400	6	6,500	6	2.19	7	7.00	18	7,300	4	6,400	6	12.34	13	27.00	14	32,700	2	32,900	5
11 中野市	6.10	3	15.60	11	24,300	19	19,600	4	2.20	2	7.90	18	9,100	15	7,400	11	2.00	5	5.20	16	11,100	19	6,800	9	10.30	2	28.70	16	44,500	19	33,800	6
12 大町市	5.90	1	22.00	17	18,000	3	24,000	17	2.40	6	0.00	1	11,000	19	0	1	2.20	8	2.00	9	8,000	9	7,000	11	10.50	3	24.00	11	37,000	12	31,000	3
13 飯山市	6.90	9	18.70	16	20,000	13	20,100	9	3.45	19	9.30	19	9,800	17	9,700	19	2.60	13	4.20	13	7,500	6	7,000	11	12.95	16	32.20	17	37,300	14	36,800	13
14 茅野市	6.47	4	13.00	10	19,200	11	20,000	6	1.93	1	6.00	15	7,500	7	8,600	15	1.87	4	5.70	17	7,700	7	6,000	1	10.27	1	24.70	12	34,400	8	34,600	9
15 塩尻市	6.74	8	0.00	1	23,100	17	23,700	16	2.21	3	0.00	1	7,900	9	7,300	9	1.86	3	0.00	1	7,900	8	6,100	3	10.81	4	0.00	1	38,900	16	37,100	16
16 千曲市	7.70	17	18.00	15	19,500	12	22,000	13	2.40	6	5.30	14	7,500	7	7,200	8	1.80	2	4.20	13	7,300	4	6,300	5	11.90	10	27.50	15	34,300	7	35,500	12
17 佐久市	7.60	16	16.00	12	21,300	15	25,400	19	2.75	12	2.90	10	7,300	5	8,700	16	2.75	18	3.00	10	9,000	15	7,300	17	13.10	17	21.90	10	37,600	15	41,400	19
18 東御市	6.70	7	22.40	19	18,500	7	19,500	3	2.30	4	7.50	17	6,000	1	6,000	3	2.30	11	3.60	11	9,000	15	9,000	19	11.30	6	33.50	18	33,500	5	34,500	8
19 安曇野市	6.90	9	0.00	1	20,400	14	20,400	10	2.70	10	0.00	1	9,600	16	9,600	18	2.20	8	0.00	1	7,000	2	7,000	11	11.80	9	0.00	1	37,000	12	37,000	15
平均(飯山市除く)	7.02		9.46		19,698		21,188		2.59		2.69		8,041		6,687		2.29		2.57		8,309		6,843		11.90		14.72		36,048		34,718	

※ 順位の数字が小さいほど、割合または金額が少ない

令和3年度 納付金及び標準保険料率算定に伴うスケジュール（予定）

時期		長野県	飯山市
令和3年 11月	上旬	第1回 長野県国民健康保険運営協議会 ・令和4年度納付金等算定について	
	中旬	令和4年度市町村納付金試算結果提供	
	下旬		
12月	上旬		
	中旬		
令和4年 1月	下旬	令和4年度市町村納付金等確定通知	
	上旬		運営協議会 ・県から示された試算結果等に基づき「納付金額に伴う財源」について、市から諮問を受け、検討を行う。
	中旬		
2月	下旬		運営協議会 ・前回検討結果、及び県からの「確定納付金通知」を踏まえ再検討を行い、答申内容を検討する。
	上旬	第2回 長野県国民健康保険運営協議会 ・令和4年度納付金等算定結果について	
	中旬		運営協議会 ・市長へ答申を行う。
3月	下旬		市 ・市の「納付金額に伴う財源」の決定
	上旬		議会全員協議会へ報告
	中旬	令和4年度予算(案)成立	3月議会 令和4年度条例改正等 令和4年度予算(案)成立
	下旬		

令和3年2月8日

飯山市長 足立正則様

飯山市国民健康保険運営協議会
会長 山室茂孝

飯山市国民健康保険税の課税額等について（答申）

令和3年2月1日付市環第301号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額等について、長野県から示されました飯山市の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ慎重に審議を行った結果を次のとおり答申いたします。

記

- 1 県が目指す保険税率統一に向けての令和3年度の資産割の引下げについて
平成31年度の答申を踏まえ、令和9年に予定されている県内保険税率統一に向けての資産割の段階的引下げとして、令和3年度の資産割率合計については現行32.20%より4.60%引下げ、27.60%とする。なお、応能:応益割合について、県が示す標準的な割合である49:51に向けて、今後も可能な限り取り組みを進められたい。
- 2 国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について
令和3年度国民健康保険事業費納付金額の減額等により剰余金が生じた場合は、国民健康保険特別会計の基盤安定に資するため、基金積立等に充てられたい。
- 3 付記
上記1、2より、改定後の医療保険分、後期支援分、介護保険分に係る所得割率、資産割率、均等割額及び平等割額については、別紙に記載の率及び額が適当と考えられる。なお、県が示す納付金額が令和3年度分であることから、それに係る保険税課税率等の改定時期は令和3年4月1日とされたい。

(別紙)

国民健康保険税の課税額について (令和3年4月1日～)

	区分	改定税率(額)	現行税率(額)	税率等の差
	医療保険分	所得割率	6.90%	6.90%
資産割率		16.40%	18.70%	△2.30%
均等割額		20,000円	20,000円	0円
平等割額		20,100円	20,100円	0円
	区分	税率(額)	税率(額)	税率等の差
	後期支援分	所得割率	3.45%	3.45%
資産割率		8.10%	9.30%	△1.20%
均等割額		9,800円	9,800円	0円
平等割額		9,700円	9,700円	0円
	区分	税率(額)	税率(額)	税率等の差
	介護保険分	所得割率	2.60%	2.60%
資産割率		3.10%	4.20%	△1.10%
均等割額		7,500円	7,500円	0円
平等割額		7,000円	7,000円	0円
	区分	税率(額)	税率(額)	税率等の差
	合計	所得割率	12.95%	12.95%
資産割率		27.60%	32.20%	△4.60%
均等割額		37,300円	37,300円	0円
平等割額		36,800円	36,800円	0円

【飯山市の国保事業費納付金算定結果表】 ※一般被保険者分のみ

A' 令和3年度確定係数
算定による納付額

B 令和2年度確定係数
算定による納付額

A' - B

		(円)
飯山市	医療分	359,754,344
	支援金等分	129,515,487
	介護分	46,036,714
	合計	535,306,545
長野県全体		51,368,231,975

		(円)
飯山市	医療分	360,593,430
	支援金等分	132,505,726
	介護分	48,255,991
	合計	541,355,147
長野県全体		50,999,391,604

		(円)
		-839,086
		-2,990,239
		-2,219,277
		-6,048,602
		368,840,371

◆ 令和2年度確定係数算定からは、長野県全体では約3億円増加し、飯山市においては、約604万円の減少となっている。

2 算定結果の留意事項

(1) 令和2年度と比較して県全体の納付金額が増加した主な理由
県全体の納付金額が昨年の確定係数から約3億円増加。

【納付金額減少の主な要因】

- ① 保険給付費が増加する見込みであること(前年比+約53億円)
- ② R元決算繰越金等を納付金総額の減算に活用したこと

(2) 令和2年度と比較して各市町村の納付金額が増減する主な理由

(1)のとおり、令和元年度と比較して県全体の納付金額が増加しているが、市町村ごとの納付金額の増減の理由としては、主に以下の要因が考えられる。

- ① 所得水準・被保険者数・世帯数の影響
- ② 医療費水準の影響

※飯山市においては、①、②の数値において、昨年数値より低い数値で算定されている。